

## 令和4年第9回宮崎市議会（12月定例会）

### 提出案件一覧

#### 1 件数

議案	.....	25件
報告	.....	5件
合計	.....	30件

#### 2 内訳

##### (1) 議案（25件）

- ①令和4年度補正予算案（6件） ⇒ 議案第118号～議案第123号
- ②議決事項の一部変更（1件） ⇒ 議案第124号
- ③公の施設の指定管理者の指定（10件） ⇒ 議案第125号～議案第134号
- ④条例案（8件） ⇒ 議案第135号～議案第142号

##### (2) 報告（5件）

- ①専決処分の報告（5件） ⇒ 報告第43号～報告第47号
  - ・ 和解及び損害賠償の額を定めること（5件）

### 3 議案の概要

#### 議案第118号から議案第123号まで 令和4年度補正予算案（6件）

##### 《一般会計》

議案第118号 令和4年度宮崎市一般会計補正予算（第12号）案

【財政課（予算担当課）】

##### 《特別会計》

議案第119号 令和4年度宮崎市卸売市場特別会計補正予算（第3号）案

議案第120号 令和4年度宮崎市公設合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）案

議案第121号 令和4年度宮崎市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）案

【財政課（予算担当課）】

##### 《企業会計》

議案第122号 令和4年度宮崎市水道事業会計補正予算（第1号）案

議案第123号 令和4年度宮崎市公共下水道事業会計補正予算（第1号）案

【上下水道局 管理部 財務課】

別添「令和4年度12月補正予算案概要」のとおり

議案第124号 「特定事業契約の締結について（宮崎市営住宅新町・追手団地PFI方式建替事業）」の議決事項の一部変更について 【建築住宅課】

◇提案理由

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により議決された事項の一部を変更するため、本案を提出するもの。

◇変更事項

- 3 契約の金額 「1,209,715,719円」を  
「1,213,125,719円」に変更する。（3,410,000円の増額）

◇変更理由

PCB・鉛の含有調査を行った結果、旧新町・追手団地の小屋組に鉛が存在することが判明したため、当該部分の除去・処分費について増額変更を行うもの。

※（参考）議決内容

当初契約議案：特定事業契約の締結（令和3年9月定例会 議案第159号）

- 1 契約の目的 宮崎市営住宅新町・追手団地PFI方式建替事業
- 2 契約の方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 3 契約の金額 1,209,670,000円
- 4 契約の相手方 戸高グループ

議決事項一部変更：1回目（令和4年6月定例会 議案第74号）

- 3 契約の金額 「1,209,670,000円」を  
「1,209,715,719円」に変更する。（45,719円の増額）

**議案第125号から議案第134号まで 公の施設の指定管理者の指定（10件）**

本市が設置する公の施設に係る指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するもの。

議案第125号 みやざきアートセンターの指定管理者の指定について

【文化・市民活動課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
みやざきアートセンター	みやざき文化村 代表構成員 特定非営利活動法人宮崎文化本舗 構成員 特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

議案第126号 宮崎市自然休養村センターの指定管理者の指定について

【森林水産課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市自然休養村センター	木花・青島活性化プロジェクトJV 代表構成員 株式会社みやざき社中 構成員 特定非営利活動法人宮崎文化本舗	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで

議案第127号 宮崎市青島ビーチセンターの指定管理者の指定について

【観光戦略課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市青島ビーチセンター	渚の交番青島プロジェクト実行委員会 代表構成員 公益社団法人宮崎市観光協会 構成員 特定非営利活動法人宮崎ライフセービングクラブ	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

議案第128号 宮崎市生目の杜運動公園の指定管理者の指定について

【スポーツランド推進課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市生目の杜運動公園	MSG・ミズノグループ 代表構成員 学校法人宮崎総合学院 構成員 美津濃株式会社	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

議案第129号 宮崎市田野運動公園等の指定管理者の指定について

【スポーツランド推進課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市田野運動公園	たのたい共同企業体 代表構成員 株式会社ジェイレック宮崎 構成員 株式会社ジェイレック	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮崎市田野体育館		
宮崎市B&G海洋センター (体育館及びプール)		

議案第130号 宮崎市天ヶ城公園等の指定管理者の指定について

【スポーツランド推進課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市天ヶ城公園（野球場、体育館及び弓道場に限り。）	株式会社文化コーポレーション	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮崎市橋山運動広場		
宮崎市サンスポーツランド高岡		
宮崎市穆佐運動広場		
宮崎市穆佐体育館		
宮崎市東高岡体育館		
宮崎市高岡練士館道場		
宮崎市高岡トレーニングセンター		

議案第131号 宮崎科学技術館の指定管理者の指定について 【教育委員会 生涯学習課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎科学技術館	公益財団法人宮崎文化振興協会	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

議案第132号 大淀川学習館の指定管理者の指定について 【教育委員会 生涯学習課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
大淀川学習館	公益財団法人宮崎文化振興協会	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

議案第133号 宮崎市生目の杜遊古館等の指定管理者の指定について

【教育委員会 文化財課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市生目の杜遊古館	公益財団法人宮崎文化振興協会	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで
宮崎市佐土原歴史資料館		
宮崎市天ヶ城歴史民俗資料館		

議案第134号 宮崎市安井息軒記念館の指定管理者の指定について

【教育委員会 文化財課】

◇概要（施設の名称、指定管理者の名称、指定の期間）		
施設の名称	指定管理者の名称	指定の期間
宮崎市安井息軒記念館	特定非営利活動法人安井息軒顕彰会	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

## 議案第135号から議案第142号まで 条例案（8件）

### 議案第135号 宮崎市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

【総務法制課】

#### ◇提案理由

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、開示決定等の期限その他同法の施行に関し必要な事項を定める等のため。

#### ◇主な内容

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の改正に伴い、法において地方公共団体にも直接適用される共通ルール（個人情報の定義、開示請求に係る手続等）が規定され、条例には、法の範囲内で必要最小限度の保護措置のみ規定できることとなった。

そのため、本市においても、必要最小限度の保護措置として以下の内容を規定することとし、当該規定の内容については、原則として、現行の宮崎市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）と同じ内容を規定するものとする。

#### 1 個人情報取扱事務の届出（第3条）

個人情報取扱事務の内容を明らかにするため、現行条例と同じく、実施機関が個人情報取扱事務を開始する場合の事前の届出について規定する。

#### 2 開示決定等の期限（第4条）

開示決定等の期限は、現行条例と同じく開示請求があった日の翌日から起算して14日以内とし、当該期限を延長する場合の延長期限は30日以内とする。

#### 3 手数料等（第6条）

現行条例と同じく、開示請求の手数料は無料とし、請求者は写しの作成及び送付に要する費用のみ負担する。

#### 4 審査会の設置等（第7条から第10条まで）

法に規定する開示請求の決定等に係る審査請求等の諮問を受ける機関として、宮崎市個人情報保護審査会を置き、現行条例と同じく、当該審査会の組織及び運営に関する事項を定める。

#### 5 その他（附則による改廃）

- (1) 現行条例を廃止する。（附則第2項）
- (2) 法の施行に伴い、宮崎市情報公開条例において現行条例を引用していた規定を削除する。（附則第12項）

#### ◇施行期日

令和5年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第136号 宮崎市新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給基金条例の一部改正  
について

【商業政策課】

◇提案理由

宮崎市新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給基金の運用から生じる収益を同基金に編入するため。

◇主な内容

第4条中「新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給事業に要する経費の財源に充てる」を「基金に編入」に改める。

◇施行期日

公布の日（令和4年4月1日から適用）

議案第137号 宮崎市原油・原材料高対策特別貸付利子補給基金条例の制定について

【商業政策課】

◇提案理由

原油・原材料高対策特別貸付利子補給事業に要する経費の財源に充てることを目的として、新たに基金を設置するため。

◇主な内容

1 積立て（第2条）

基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

2 管理（第3条）

- ・ 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- ・ 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金の処理（第4条）

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

4 処分（第6条）

市長は、原油・原材料高対策特別貸付利子補給事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

◇施行期日

公布の日



◇提案理由

宮崎市飛江田児童プールの用途廃止を行う等のため。

◇主な内容

- 1 第2条の表から、「宮崎市飛江田児童プール」の名称及び設置の場所を削除する。
- 2 児童プールを利用することができる者の要件を明確にする。(第3条)

◇施行期日

公布の日

◇提案理由

浄化槽法の改正に伴い、公設合併処理浄化槽の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため。

◇主な内容

- 1 本市が住宅等ごとに設置し、及び管理する公設合併処理浄化槽は、浄化槽法（以下「法」という。）に規定する公共浄化槽とする。（第2条）
- 2 現行の宮崎市公設合併処理浄化槽条例（以下「現行条例」という。）の次の規定については、法が直接適用されるため削除する。
  - （1） 排水設備の設置義務（現行条例第7条）
  - （2） 使用者の変更の届出（現行条例第14条）
  - （3） 住宅等への立入検査（現行条例第26条）

◇施行期日

公布の日（経過措置の規定あり）

議案第140号 宮崎市駐車場条例の一部改正について

【公園緑地課、文化・市民活動課、スポーツランド推進課】

◇提案理由

宮崎市上野町駐車場の用途廃止を行う等のため。

◇主な内容

1 宮崎市上野町駐車場の用途廃止

宮崎市上野町駐車場に係る規定を削除する。

2 その他（附則による改正）

宮崎市駐車場条例の改正に伴い、同条例の規定を準用している「宮崎市民プラザ条例」、「宮崎市立体育館条例」、「宮崎市都市公園条例」、「宮崎市フェニックス自然動物園条例」、「宮崎市橘通東3丁目駐車場条例」について、所要の改正を行う。

◇施行期日

令和5年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第141号 宮崎市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正  
 について

【建築行政課】

◇提案理由

宮崎広域都市計画錦本町地区地区計画の決定に伴い、同地区計画の区域内における建築物の制限を定めるため。

◇主な内容

1 次の区域を「地区整備計画区域」に加える。(別表第1)

名称	区域
錦本町地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された宮崎広域都市計画錦本町地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

2 錦本町地区地区整備計画区域の「建築物の用途の制限」等については、次のとおりとする。(別表第2)

A 地 区	建築してはならない建築物	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 水泳場 (2) スポーツの練習場 (3) 観覧場、集会場又は展示場で、これらの用途に供する部分(観覧場にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が1万㎡以内のもの (4) 店舗(スポーツ用品の販売又は賃貸を主たる目的とするものに限る。)又は飲食店(接待飲食等営業の用に供するものを除く。)で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以内のもの (5) 診療所 (6) 医療法第42条第4号に掲げる業務の用に供する施設又は健康増進施設認定規程第2条第1号に規定する運動健康増進施設 (7) 事務所 (8) 保育所(前各号に掲げる建築物と同一敷地内に設けるものに限る。) (9) 倉庫(倉庫業を営むものを除く。) (10) 自動車車庫 (11) 前各号の建築物に附属する物置その他これに類するもの
	壁面の位置の制限	建築物の外壁等の面から北側敷地境界線までの距離(以下「北側壁面後退距離」という。)は、10mとする。ただし、北側敷地境界線から10m未満の距離にある建築物又は建築物の部分で次の各号のいずれかに該当するものにあつては、この限りではない。 (1) 水泳場又はスポーツの練習場の用途に供し、次のイからハまでに該当するもの イ 北側壁面後退距離が5m以上であるもの ロ 外壁等の中心線の長さの合計が20m以下であるもの ハ 軒の高さが15m以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供し、北側壁面後退距離が5m以上で、かつ、軒の高さが10m以下であるもの
B 地 区	建築してはならない建築物	次の各号に掲げる建築物 (1) 住宅(事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。)、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物(公営住宅を除く。) (2) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (3) 建築基準法(以下「法」という。)別表第2(ト)項第3号及び第

		<p>4号に掲げるもの</p> <p>(4) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの</p> <p>(5) 劇場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が1万㎡を超えるもの</p> <p>(6) 映画館若しくは演芸場又はナイトクラブその他これに類する建築基準法施行令（以下「令」という。）第130条の7の3で定めるもの</p> <p>(7) 自動車車庫で床面積の合計が300㎡を超えるもの又は3階以上の部分にあるもの（建築物に附属するもので令第130条の8各号に掲げるものを除く。）</p> <p>(8) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(9) 店舗又は飲食店で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの</p> <p>(10) 展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は勝舟投票券発売所</p> <p>(11) 風俗営業及び性風俗関連特殊営業の用に供するもの</p> <p>(12) 自動車教習所</p> <p>(13) 畜舎</p>
	壁面の位置の制限	建築物の外壁等の面から隣地境界線までの距離は、1mとする。
C地区	建築してはならない建築物	<p>次の各号に掲げる建築物</p> <p>(1) 法別表第2（と）項第3号及び第4号に掲げるもの</p> <p>(2) 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの</p> <p>(3) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3で定めるもの</p> <p>(4) 自動車車庫で床面積の合計が300㎡を超えるもの又は3階以上の部分にあるもの（建築物に附属するものを除く。）</p> <p>(5) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(6) 店舗又は飲食店で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡を超えるもの</p> <p>(7) 展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は勝舟投票券発売所</p> <p>(8) 風俗営業及び性風俗関連特殊営業の用に供するもの</p> <p>(9) 自動車教習所</p> <p>(10) 畜舎</p>
	壁面の位置の制限	壁面の位置の制限は定めない。

◇施行期日  
公布の日

◇提案理由

市営住宅等の入居者資格の要件を緩和する等のため。

◇主な内容

1 宮崎市営住宅条例の一部改正（第 1 条）

- ・ 公営住宅等の同居者について、新たに児童（児童福祉法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童をいう。以下同じ。）等を対象とする。
- ・ 定期入居について、新たに 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童及び配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）の子を対象に加える。

2 宮崎市山村定住住宅条例の一部改正（第 2 条）

山村定住住宅の同居者について、新たに児童等を対象とする。

◇施行期日

令和 5 年 1 月 1 日（経過措置の規定あり）

#### 4 報告の概要

##### 和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分（公用車運転中の事故等）

報告第43号～報告第47号 専決処分の報告について

<b>【報告第43号】</b>	<b>【健康支援課】</b>
《事故の概要》 駐車中の相手方の普通自動車に市の普通自動車が接触し、相手方の車両破損が生じた。	
《事故発生日》 令和4年9月14日	
《事故の場所》 宮崎市大字有田1173番地 宮崎市郡医師会病院駐車場内	
《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 155,149円（市が相手方に対して）	
《過失の割合》 市100%	
<b>【報告第44号】</b>	<b>【保健衛生課】</b>
《事故の概要》 市の軽自動車が相手方のブロック塀に接触し、当該ブロック塀の一部が倒壊して相手方のエアコンディショナーの室外機に当たり、当該室外機が破損した。	
《事故発生日》 令和4年6月3日	
《事故の場所》 宮崎市大字郡司分甲2800番地1	
《損害賠償額》 損害に係る賠償 273,077円（市が相手方に対して）	
《過失の割合》 市100%	
<b>【報告第45号】</b>	<b>【消防局 警防課】</b>
《事故の概要》 市の消防自動車が相手方のブロック塀に接触し、ブロック塀の一部が破損した。	
《事故発生日》 令和4年8月9日	
《事故の場所》 宮崎市源藤町堤下505番1	
《損害賠償額》 損害に係る賠償 33,000円（市が相手方に対して）	
《過失の割合》 市100%	
<b>【報告第46号】</b>	<b>【農村整備課】</b>
《事故の概要》 借受人の運転する相手方の普通自動車が道路に堆積して盛り上がった砂の上を通過したところ、浮いた車体が着地した際に路面と接触し、相手方の車両破損が生じた。	
《事故発生日》 令和4年7月27日	
《事故の場所》 宮崎市大字郡司分字外蛸原甲5404番32の道路上	
《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 24,200円（市が相手方に対して）	
《過失の割合》 市40%、相手方60%	

**【報告第47号】****【道路維持課】**

《事故の概要》 歩行中の相手方が、街路樹の根上がりによって路面が盛り上がった部分につまずいて転倒し、相手方の人身傷害及び腕時計等の破損が生じた。

《事故発生日》 令和3年11月27日

《事故の場所》 宮崎市生目台東4丁目36番17の道路上

《損害賠償額》 人身傷害に係る賠償 218,570円（市が相手方に対して）

腕時計等の損害に係る賠償 34,050円（市が相手方に対して）

《過失の割合》 市30%、相手方70%